

資料の用語及び数式

○ 職員数関係

一般行政	定員管理調査における教育・消防及び公営企業以外の部門（議会、総務、税務、民生、衛生、労働、農林水産、商工及び土木）
教育・消防	定員管理調査における教育部門及び消防部門
公営企業	定員管理調査における公営企業等会計部門（病院、水道、下水道、交通及びその他） ※公営企業等会計 公営企業会計（法適用・法非適用）、介護保険事業会計、収益事業会計、国民健康保険事業会計、農業共済事業会計、交通災害共済事業会計、公立大学附属病院事業会計及び後期高齢者医療事業会計をいう

○ 公営企業関係

公営企業	地方公共団体は、地域住民の多種多様な要請に応じて、教育、社会福祉、土木、消防などの地域住民に身近な行政活動を行っているが、そのほかにも、水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、汚水の処理など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供している。 こうした事業（企業活動）を行うために地方公共団体が経営する企業を総称して地方公営企業と呼び、その代表的なものとして水道事業、交通事業、病院事業及び下水道事業がある。
法適用企業	地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用している事業 会計制度は、発生主義・複式簿記
法非適用企業	地方公営企業法の規定を適用していない事業 会計制度は、現金主義・単式簿記（官公庁会計）

○ 財政関係

実質収支	（算式） 歳入歳出差引額（形式収支）－翌年度へ繰り越すべき財源
単年度収支	（算式） 当該年度実質収支－前年度実質収支
実質単年度収支	（算式） 単年度収支＋財調基金積立額＋地方債繰上償還額－財調基金取崩額 （解説） 単年度収支に実質的な黒字要素を加え、赤字要素を差し引いた額。
標準財政規模	（算式） $\frac{\text{基準財政収入額} - \text{市町村民税所得割における税源移譲相当額の25\%} - \text{地方消費税交付金における引き上げ分の25\%} - \text{地方譲与税} - \text{交通安全対策特別交付金} - \text{分離課税所得割交付金}}{100/75} + \text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{分離課税所得割交付金} + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$ （解説） 地方公共団体の経常的な一般財源の規模を示すもの。
財政力指数	（算式） $\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$ の令和2年度～令和4年度の平均値 （解説） 当該比率が大きくなるほど財源に余裕があるということになる。
実質赤字比率	（算式） $\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$ ※実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額） （解説） 一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）に基づき、早期健全化基準11.25～15%（財政規模に応じる）以上の団体は財政健全化計画の策定が義務づけられる。さらに、財政再生基準20%以上の団体は財政再生計画の策定が義務づけられ、その財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を得ていなければ、災害復旧事業等を除き地方債発行が制限される。
連結実質赤字比率	（算式） $\frac{\{\text{連結実質赤字額}(\text{イ}+\text{ロ}) - (\text{ハ}+\text{ニ})\}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$ イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

	ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額 ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額 ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額 (解説) 全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率であり、財政健全化法に基づき、早期健全化基準 16.25~20%(財政規模に応じる)以上の団体は財政健全化計画の策定が義務づけられる。さらに、財政再生基準 30%以上の団体は財政再生計画の策定が義務づけられ、その財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を得ていなければ、災害復旧事業等を除き地方債発行が制限される。
実質公債費比率	(算式) $\{(A+B)-(C+D)\} \div (E-D) \times 100$ の過去 3 年間の平均 (%) A 地方債の元利償還金 B 準元利償還金 C 特定財源 D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 E 標準財政規模 (解説) 平成 18 年 4 月からの地方債制度の「許可制度」から「協議制度」への移行に伴い、従来から用いられてきた「起債制限比率」を厳格化・透明化の観点から見直し、新たに導入されたもので、公債費に係る財政負担の程度を示す指標である。 この指標が 18%以上の団体は、地方債協議制度の中にあっても「許可団体」とされ、公債費負担適正化計画の策定が義務づけられるとともに、これを前提に地方債発行が許可される。 また、財政健全化法に基づき、早期健全化基準 25%以上の団体は財政健全化計画の策定が義務づけられる。さらに、財政再生基準 35%以上の団体は財政再生計画の策定が義務づけられ、その財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を得ていなければ、災害復旧事業等を除き地方債発行が制限される。
将来負担比率	(算式) $\{将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)\} \div \{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)\} \times 100$ (%) ※将来負担額の内容 イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高 ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第 5 条各号の経費に係るもの) ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額 ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額 ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額 ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額 チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 リ 連結実質赤字額 ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち、一般会計等の負担見込額 ※充当可能基金額：イからチまでの償還額等に充てることができる地方自治法第 241 条の基金

	(解説) 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、財政健全化法に基づき、早期健全化基準 350%以上の団体は財政健全化計画の策定が義務づけられる。
経常収支比率	(算式) $(\text{人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源等}) \div (\text{経常一般財源等 (地方税 + 普通交付税等)} + \text{減収補填債特例分} + \text{猶予特例債} + \text{臨時財政対策債}) \times 100 (\%)$ (解説) 財政構造の弾力性を見るうえで広く活用されている指標である。この比率が低いほど臨時的財政需要に対し余裕を持つことになり、地域の経済変動にも速やかに対応することが可能になる。
実質収支比率	(算式) $\text{実質収支} / \text{標準財政規模} \times 100 (\%)$ (解説) 標準財政規模に対する実質収支額の割合が実質収支比率である。実質収支が赤字の場合、財政健全化法により実質赤字比率が一定率以上になると、財政健全化計画等の策定等が義務づけられている。 ※「実質赤字比率」を参照
公債費負担比率	(算式) $\text{公債費 (一時借入金利子、転貸債及び繰上償還額を含む) 充当一般財源等} / \text{一般財源等総額} \times 100 (\%)$ (解説) 一般財源等のうち、公債費にどれだけ充当されたかを示す指標である。

○ 公共施設整備状況関係

道路改良率 (%)	改良済延長／実延長 × 100	調査基準日 R5. 4. 1 現在
道路舗装率 (%)	舗装済延長／実延長 × 100	
橋梁永久橋比率 (%)	永久橋数／総橋梁数 × 100	
ごみ収集率 (%)	年間総収集量／年間総排出量 × 100	調査基準日 R5. 3. 31 現在
し尿収集率 (%)	年間総収集量 (し尿及び浄化槽汚泥の収集量) ／年間総排出量 (し尿及び浄化槽汚泥の収集量並びに自家処理分し尿及び浄化槽汚泥の収集量) × 100	
上水道等普及率 (%)	給水人口総合計 (上水道＋簡易水道＋専用水道＋飲料水供給施設) ／住民基本台帳人口 × 100	
公共下水道普及率(人口) (%)	公共下水道現在排水人口／住民基本台帳人口 × 100	
公営住宅世帯数比率 (百世帯当たりの戸数)	公営住宅等戸数計／世帯数 (住民基本台帳) × 100	

○ 施設数

施設名	カウントの対象
認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項又は第7項に規定される施設をいう。
小・中学校	学校教育法に基づき設置されている学校 (中等教育学校の前期過程、特別支援学校の小学部及び中学部は除く。) をいう。
高等学校	学校教育法に基づき設置されている学校 (通信教育課程及び中等教育学校の後期過程は除く) をいう。 学校数には、分校も1校として計上する。また、同一施設で全日制と定時制の課程を併置しているものについては、それぞれ全日制1校、定時制1校として計上する。
老人福祉施設	老人福祉法第15条の規定により設置された施設 (いずれも管理・運営を委託しているものを含める。) をいう。老人福祉法によらない施設はカウントしない。 【老人福祉法第15条に規定のある施設】 特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・老人デイサービスセンター 老人短期入所施設・老人介護支援センター・軽費老人ホーム・老人福祉センター